



三沢飛行場周辺に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域指定参考図



凡	例
防衛施設	
第一種区域 昭51.3.30. 防衛施設庁告示第5号	
第二種区域 昭51.3.30. 防衛施設庁告示第5号	
第三種区域 昭51.3.30. 防衛施設庁告示第5号	
第一種区域 昭54.9.5. 防衛施設庁告示第19号	
第二種区域 昭54.9.5. 防衛施設庁告示第19号	
第三種区域 昭54.9.5. 防衛施設庁告示第19号	
第一種区域 昭56.10.31. 防衛施設庁告示第25号	
第一種区域 昭58.9.10. 防衛施設庁告示第19号	
第一種区域 昭63.10.31. 防衛施設庁告示第15号	
第二種区域 昭63.10.31. 防衛施設庁告示第15号	
第三種区域 昭63.10.31. 防衛施設庁告示第15号	
第一種区域 昭7.10.13. 防衛施設庁告示第9号	
第二種区域 昭7.10.13. 防衛施設庁告示第9号	
第三種区域 昭7.10.13. 防衛施設庁告示第9号	

- (1) 平成11年3月30日防衛施設庁告示第5号による第一種区域には、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第19号による第一種区域、昭和56年10月31日防衛施設庁告示第25号による第一種区域、昭和58年9月10日防衛施設庁告示第19号による第一種区域及び昭和63年10月31日防衛施設庁告示第15号による第一種区域を含まない。
- (2) 平成11年3月30日防衛施設庁告示第5号による第二種区域には、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第19号による第二種区域、昭和63年10月31日防衛施設庁告示第15号による第二種区域及び平成7年10月13日による第二種区域を含まない。
- (3) 平成11年3月30日防衛施設庁告示第5号による第三種区域には、昭和54年9月5日防衛施設庁告示第19号による第三種区域、昭和63年10月31日防衛施設庁告示第15号による第三種区域及び平成7年10月13日による第三種区域を含まない。

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の五万分の一地形図を複製したものである。(承認番号)平11東復第238号